



第53期 定時株主総会 招集ご通知

【株主の皆様へ】

- ◆新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◆新型コロナウイルスの感染防止のため、会場の座席間隔を広げたことから、ご用意できる座席数が50席程度となります。会場へのご来場者数がこれを超えた時点で、入場をお断りさせていただきます。
- ◆本株主総会当日は、会場において新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。
- ◆本株主総会より、株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年12月18日（金曜日）

午前10時

開催場所

福島県郡山市虎丸町3番18号

ホテルハマツ 3階 右近の間

目次

招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	25
監査報告	31
株主総会参考書類	37

株式会社アサカ理研

証券コード：5724

(証券コード 5724)

2020年12月3日

株 主 各 位

福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
株式会社アサカ理研
代表取締役社長 油 木 田 祐 策

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別の御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様のご健康を最優先として本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）により議決権を行使（期限：2020年12月17日（木曜日）午後5時30分まで）くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 福島県郡山市虎丸町3番18号
ホテルハマツ3階 右近の間
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第53期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 - 2 会計監査人及び監査等委員会の第53期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する時価型ストックオプションに関する報酬等の決定の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asaka.co.jp/>）に掲載しております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎本招集ご通知の株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正をすべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asaka.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は一部持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の大幅な減少が継続しており、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループにおいては中国経済の減速、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響による取引先の減産を受け、貴金属取扱数量は前期を下回りました。また、2019年10月に発生した台風19号による水害により、環境事業の一部製品を生産する富久山工場が水没したことで、環境事業の製品販売数量は前期を下回りました。なお、操業を停止しておりました富久山工場は4月から操業を再開し、5月に復旧を完了しております。主要製品価格は貴金属の価格が米国の金利政策や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による実体経済の減速感が意識されたことにより前期を上回りました。銅の価格は新型コロナウイルス感染症からの経済活動の再開を進める動きがあり、足元では上昇していますが、当連結会計年度の平均では主に中国経済の減速を理由として、前期を下回る水準となりました。

このような事業環境の中、当社グループは事業環境の好転期を見据えながら、持続的な成長を果たすべく、事業ポートフォリオを再構成する取り組みを加速させ、最優先で取り組むべき事項を選択し、経営資源を集中させることといたしました。既存事業では主要取引先である電子部品・デバイスメーカーの生産回復期において、「いち早く市場ニーズに応える」ことをテーマとし、既取引先の更なる深耕、独自技術を武器とした新規開拓に注力いたしました。また、不採算事業であったマレーシアでの貴金属事業から撤退することを決定し、事業整理に着手いたしました。新規事業であるレアメタル事業では世界中で需要が高まっているリチウムイオン電池のリサイクル（以下、LiB：Lithium-ion Battery）に着目し、研究開発及び事業化に注力いたしました。以前より進めていたLiBの材料に使用されるレアメタルについてはメーカーでの評価試験をほぼ終えており、来期以降に供給を開始することができる見込みとなっております。また従来の取り組みに加えて新たに、将来増大が見込まれる使用済み電池リサイクルを視野に、LiBに含まれる有価金属の分離回収と精製・高純度化によるLiB原料への再生、いわゆる“LiB to LiB”の技術確立に目途をつけることが出来ております。

当連結会計年度の業績は売上高7,412百万円（対前期23.9%減）、営業利益85百万円（同45.8%減）、経常利益63百万円（同53.5%減）となりました。減収減益の主な要因は事業戦略の見直しに伴う高品位貴金属の取扱量減少、撤退を決定した海外子会社での減少、貴金属事業における主要取引先の減産の影響、台風19号の水害によります。親会社株主に帰属する当期純利益は特別利益として台風被害による保険金受領額506百万円、特別損失として台風被害からの復旧費用309百万円、関係会社整理損75百万円、事業縮小に伴う関連資産の減損損失40百万円を計上したことにより、120百万円（同48.3%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。なお、各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおります。

（貴金属事業）

事業戦略の見直しに伴う高品位貴金属の取扱量減及び海外子会社の撤退、主要取引先の減産により、売上高は6,721百万円（対前期23.9%減）の減収となりましたが、利益率の改善が図られたことにより、セグメント利益は116百万円（同57.3%増）の増益となりました。

（環境事業）

台風19号による水害の影響で売上高・利益ともに前年を下回り、売上高は554百万円（同28.6%減）、セグメント損失は51百万円（前期は42百万円の利益）となりました。なお、被害のあった富久山工場は4月より一部操業を再開し、5月に完全復旧しております。

（システム事業）

品質管理システムの販売が増加した一方、次期を見据えた販促費の増加により、売上高は123百万円（対前期10.5%増）、セグメント利益は12百万円（同28.0%減）となりました。

（その他）

その他に含まれる運輸事業等は、台風被害により連結グループ内の受注が減少し、売上高は228百万円（同9.4%減）、セグメント損失は13百万円（前期は2百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は405百万円で、セグメントごとの設備投資の概要は以下のとおりであります。なお、設備投資の総額には無形固定資産の金額を含めております。

貴金属事業においては、主に生産設備の更新及び生産能力の強化のために256百万円の設備投資を実施しました。環境事業においては、102百万円の設備投資を実施しました。システム事業においては、8百万円の設備投資を実施しました。なお、当連結会計年度において、2019年10月の台風19号により被害を受けた設備の復旧のため、106百万円の設備投資及び19百万円の設備の除却を実施しております。また、重要な設備の売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は1,450百万円（前期末比500百万円増）となりました。

また、2019年10月に第14回無担保社債130百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的な成長に向けた事業構造転換に取り組んでおります。

当社の主要なお客様は、電子部品・デバイス工業分野に属しており、同分野の生産は、世界経済の変動によって大きくかつ急激に変動する傾向にあります。また、製品では金を中心とした貴金属及び銅の比率が高く、世界各国の財政政策の動向によって、短期間に価格が大きく変動する可能性があります。

このように、当社の事業は、電子部品・デバイス工業分野の生産と、貴金属及び銅相場の変動の影響を受けやすい状態にあり、持続的かつ安定的な成長を図るためには、これらの影響を受けにくい事業を創出し続けることによって、事業構造の転換を図り、影響度を相対的に引き下げていく必要があります。

以上のことから、当社グループとして重要課題と捉えているものには、次のものが挙げられます。

- ・新規事業の創出及び海外も含めた新市場の開拓の加速
事業ポートフォリオを改革し、持続的な成長を図る
- ・新規事業創出に貢献する研究開発体制の強化
人的リソースを集中し、開発期間の短縮と研究開発力の強化を図る
- ・革新しつづける会社を支える人材の活性化
イノベーションを牽引する人材の採用・育成・評価・登用

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 2017年9月期	第51期 2018年9月期	第52期 2019年9月期	第53期 (当連結会計年度) 2020年9月期
売上高 (千円)	8,383,700	8,765,327	9,737,671	7,412,926
経常利益 (千円)	208,380	333,533	136,295	63,350
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	273,405	234,807	81,032	120,205
1株当たり当期純利益 (円)	107.33	91.98	31.71	47.40
総資産 (千円)	5,948,771	6,332,864	6,262,579	6,911,099
純資産 (千円)	2,777,162	2,990,646	3,035,185	3,113,528
1株当たり純資産額 (円)	1,088.36	1,168.16	1,185.65	1,232.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く。)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 2017年9月期	第51期 2018年9月期	第52期 2019年9月期	第53期 (当事業年度) 2020年9月期
売上高 (千円)	7,262,454	7,407,933	8,858,837	7,251,402
経常利益 (千円)	225,625	363,525	142,349	78,066
当期純利益 (千円)	287,743	239,117	90,376	99,622
1株当たり当期純利益 (円)	112.96	93.67	35.37	39.29
総資産 (千円)	5,747,056	6,170,850	6,193,962	6,795,731
純資産 (千円)	2,800,637	3,014,998	3,062,888	3,118,861
1株当たり純資産額 (円)	1,098.38	1,179.45	1,198.23	1,236.10

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く。)により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アサカ弘運株式会社	千円 10,000	100%	運輸業
ASAKARIKEN (M) SDN. BHD.	千リンギット 9,300	60%	レアメタル及び非鉄金属の リサイクル事業

(7) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

事 業 区 分	主 要 製 品
貴 金 属 事 業	金地金、銀地金、白金地金、パラジウム、貴金属回収精製処理、各種治具の 洗浄・再生、機能部品の再生
環 境 事 業	塩化第二鉄液、使用済み廃液の回収、水処理剤、銅粉、銅ペレット
シ ス テ ム 事 業	自動計測検査システム、計測ネットワークシステム
そ の 他	工業薬品の運搬、廃液の収集運搬

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年9月30日現在)

① 当社

- ・ 本社及び本社工場 福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
- ・ 富久山工場 福島県郡山市富久山町福原字大鐮22番地 1
- ・ いわき工場 福島県いわき市泉町黒須野字江越246番地23
- ・ 大阪営業所 大阪府吹田市豊津町34番地14号
- ・ 九州営業所 福岡県北九州市若松区高須南一丁目 1 番45号
- ・ 台湾支店 中華民国高雄市苓雅區正心里福德一路二二三號三樓之一

② 子会社

- ・ アサカ弘運株式会社 本社 福島県郡山市田村町金屋字新家 1 番地 2
- ・ ASAKARIKEN (M) SDN. BHD. 本社 Plot 96, Lorong Perusahaan Maju 8, Phase 4, Prai Industrial Estate, 13600 Perai, Penang, Malaysia

(9) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減数
貴金属事業	88 (29) 名	△17 (△1) 名
環境事業	13 (-) 名	△1 (-) 名
システム事業	5 (-) 名	- (-) 名
報告セグメント計	106 (29) 名	△18 (△1) 名
その他	11 (-) 名	- (-) 名
全社 (共通)	52 (6) 名	+3 (-) 名
合計	169 (35) 名	△15 (△1) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員(役員、当社グループからグループ外への出向者を除き、兼務役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 貴金属事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて17名減少しておりますが、主要要因としては、連結子会社ASAKARIKEN (M) SDN. BHD.の事業撤退によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155 (34) 名	+7 (-) 名	40.7歳	12.0年

- (注) 従業員数は就業人員(役員、当社から社外への出向者を除き、兼務役員、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 常 陽 銀 行	640,000千円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	434,660千円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	411,761千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	308,190千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	30,000千円
株 式 会 社 福 島 銀 行	30,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	20,000千円
合 計	2,074,611千円

(注) シンジケートローンは、株式会社常陽銀行を主幹事とするその他4行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,572,300株
- (3) 株主数 2,069名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
有 限 会 社 モ ラ ル ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,051,030株	41.67%
株 式 会 社 常 陽 銀 行	90,000株	3.57%
白 岩 政 一	88,400株	3.51%
株 式 会 社 東 邦 銀 行	81,100株	3.22%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	72,500株	2.88%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	50,000株	1.98%
ア サ カ 理 研 社 員 持 株 会	30,700株	1.22%
長 谷 川 聡	24,800株	0.98%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	23,800株	0.94%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	22,337株	0.89%

- (注) 1. 当社は、自己株式を50,225株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	山 田 慶 太	
代表取締役社長	油 木 田 祐 策	
取 締 役	佐 久 間 良 一	管理本部長
取 締 役	山 田 浩 太	執行役員営業本部長 (株)ASA K A S O L A R代表取締役
取 締 役	佐 久 間 幸 雄	最高技術責任者
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	三 崎 秀 央	兵庫県立大学国際商経学部教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 野 俊 哉	(株)ストライク 執行役員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	遠 藤 健 太 郎	(株)若葉会計センター 代表取締役 税理士法人若葉 代表社員 公認会計士遠藤事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三崎秀央氏、取締役(監査等委員)高野俊哉氏、取締役(監査等委員)遠藤健太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役である三崎秀央氏は、大学教授としての十分な知識と見識を有し、高野俊哉氏は、金融機関における豊富な実績と経験を有し、遠藤健太郎氏は公認会計士、税理士としての知識と豊富な経験を有しており、それぞれ取締役(監査等委員)として財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、社外取締役は全て業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を設置しておりません。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りです。
- ①2019年12月13日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)野納敏展氏は任期満了により退任しました。
- ②2019年12月13日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)熊谷巧氏は任期満了により退任しました。

- ③2019年12月13日開催の第52期定時株主総会において、新たに油木田祐策氏が取締役を選任され就任いたしました。
- ④2019年12月13日開催の第52期定時株主総会において、新たに高野俊哉氏が取締役（監査等委員）を選任され就任いたしました。
- ⑤2019年12月13日開催の第52期定時株主総会において、新たに遠藤健太郎氏が取締役（監査等委員）を選任され就任いたしました。
5. 当社は、取締役（監査等委員）三崎秀央氏、取締役（監査等委員）高野俊哉氏、取締役（監査等委員）遠藤健太郎氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	5名 (-名)	76,249千円 (-千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	12,485千円 (9,382千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	88,735千円 (9,382千円)

- (注) 1. 社外取締役の支給人員及び支給額は上記()内のとおりであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、監査等委員会の意見をいただいております。
4. 当事業年度末現在の役員の人数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名及び取締役(監査等委員)3名であります。上記の取締役(監査等委員)の支給人員と相違しておりますのは、2019年12月13日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含んでいるためであります。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額180,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)及び株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
7. 2010年12月24日開催の第43期定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。
- ・取締役2名 206,360千円

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）三崎秀央氏は、兵庫県立大学国際商経学部教授であります。また、当社は同大学と特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高野俊哉氏は、株式会社ストライクの執行役員であります。また、当社は、同社と特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）遠藤健太郎氏は、株式会社若葉会計センターの代表取締役、税理士法人若葉の代表社員、公認会計士遠藤事務所の代表であります。また、当社はいずれの法人等とも特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 崎 秀 央	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。報告事項や決議事項について、主に経営管理に係わる見地から適宜質問し意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 野 俊 哉	2019年12月13日開催の第52期定時株主総会就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。報告事項や決議事項について、主にマネジメントに係わる見地から適宜質問し意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	遠 藤 健 太 郎	2019年12月13日開催の第52期定時株主総会就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。報告事項や決議事項について、主に会計的な見地から適宜質問し意見を述べております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高野俊哉氏、遠藤健太郎氏の出席回数は、2019年12月13日開催の第52期定時株主総会就任以降のものであります。なお、両氏の就任以降に開催された取締役会は13回、監査等委員会は10回であります。
2. 会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の回数を除いています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27,720千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	27,720千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

当社の、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は下記のとおりです。

[内部統制システム構築の基本方針の概要]

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、企業経営の基本的使命である株主利益追求のため、「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」を社是に掲げ、法令、企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、それぞれの利害関係者に対し、責任を果たすことを目指しております。そのためにはより牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であるとし、当社は以下の事項を実施しております。

- ① 取締役会への監督機能を有効に働かせるため、過半数の社外取締役を含む監査等委員会を置く。（監査等委員会設置会社）
- ② 取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
- ③ 執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
- ④ 執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
- ⑤ 取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
- ⑥ 経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは企業経営の基本使命を果たすために、社是实现のために「アサカ理研グループ行動憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
- ② 各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
- ③ 当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ④ 当社取締役会は代表取締役に議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
- ⑤ コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動指針及び「アサカ理研グループ行動憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。

- ⑥ 当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。併せて、状況に応じて通報者を秘匿するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。
 - ⑦ 当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ⑧ 当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料
 - b. 取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - c. 取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類
 - d. その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書
 - ② 取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。
 - ③ 総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。
 - ④ 上記文書は10年以上保存する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置する。
 - ② 危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。

- (想定される危機管理)
- a. 地震、洪水、事故、火災等
 - b. 不適切な業務執行による生産及び販売活動
 - c. 貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等
- ③ 危機管理委員会は目的別に次の委員会を設置する。
 - a. 労働委員会
 - b. 環境委員会
 - c. 品質委員会
 - d. 情報委員会
 - ④ それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する。
 - ⑤ 危機管理委員会は当社グループにおける危機管理に関する事項について協議検討し、当社取締役会に付議し、その決議に従う。
 - ⑥ 当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管理対応要領を作成し、提出する。
 - ⑦ 重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを取りまとめ、当社取締役会に提出する。
 - ⑧ 危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。
 - ⑨ 当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は取締役会を原則月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。
 - ② 当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。
 - ③ 当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。
 - ④ 当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。
 - ⑤ 当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。

- ⑥ 当社子会社の取締役会は、各規程及び取締役会決議等に基づき、各取締役の役割、資格、権限等を明確にし、各取締役は取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において3ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。
 - ② 当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。
 - ③ 当社の監査等委員会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。
 - ④ 当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。
 - ⑤ 当社の監査等委員会、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会スタッフという。）を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が求めた場合、監査等委員会スタッフを置くことができる。
(監査等委員会スタッフ)
 - a. 監査等委員会スタッフに必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。
 - b. 監査等委員会スタッフの職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。
 - c. 監査等委員会スタッフは当社グループ各社の監査業務の事務局となる。
- (7) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会スタッフの人事考課は監査等委員会の同意が必要。
 - ② 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の同意が必要。
 - ③ 監査等委員会スタッフは当社子会社の監査役を兼務できるが、業務執行に係る役職は兼務できない。
 - ④ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会が有する調査権限を行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフからの要請を受けた場合、これに協力する。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。
- ② 代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
- ③ その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
- ④ 監査等委員は取締役として取締役会への出席義務がある。
- ⑤ その他監査等委員会は以下の権限を有する。
 - a. 監査等委員はあらゆる会議に出席できる。
 - b. あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
 - c. 監査等委員会スタッフに調査をさせることができる。
 - d. 内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
 - e. 代表取締役及び当社子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
 - f. 会計監査人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
 - g. 内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。

(9) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役（監査役が存在しない当社子会社の場合は直接当社監査等委員会。以下同じ。）に対して報告するものとし、報告を受けた各社の監査役は、これを当社監査等委員会に対して速やかに報告する。

(10) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

- (11) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- (12) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査等委員会、会計監査人と緊密に連携し、調整する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会では、法令、企業理念を遵守し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するために、内部統制システムを構築し、その運用状況を確認のうえで、継続的な改善及び強化に努めております。当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会を15回開催し、取締役及び執行役員、使用人の業務執行状況の報告と、重要事項並びに経営戦略について審議を行っております。また、当社の子会社であるアサカ弘運株式会社、ASAKARIKEN(M)SDN. BHD. 及び株式会社ASAKA SOLARは、当社取締役会において毎月、業務執行状況について報告しております。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款などの遵守について監査いたしました。
- ③ 当社は、危機管理規程に基づき、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会に設置する目的別委員会において実施する当社グループにおけるリスク評価をもとに危機管理対応要領を作成し、取締役会へ報告を行い、承認を受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定配当を継続的に行うとともに、企業体質の強化と内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本としております。

こうした考えのもと、当期の期末配当につきましては、2020年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

当社は取締役会の決議により、剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 配当総額 37,831,125円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月21日

本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。

また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,606,370	流動負債	2,623,451
現金及び預金	1,848,046	買掛金	179,711
受取手形及び売掛金	339,988	短期借入金	1,695,801
電子記録債権	24,468	リース債務	1,247
商品及び製品	634,464	未払法人税等	57,395
仕掛品	448,670	借入金地金	414,867
原材料及び貯蔵品	145,459	賞与引当金	104,412
その他	165,272	その他	170,016
固定資産	3,304,729	固定負債	1,174,119
有形固定資産	2,924,449	社債	330,000
建物及び構築物	1,105,115	長期借入金	438,704
機械装置及び運搬具	332,725	繰延税金負債	81,548
土地	1,362,987	長期未払金	244,970
リース資産	1,219	資産除去債務	49,036
建設仮勘定	102,057	その他	29,859
その他	20,343	負債合計	3,797,571
無形固定資産	39,330	純資産の部	
投資その他の資産	340,949	株主資本	3,052,162
投資有価証券	102,490	資本金	504,295
繰延税金資産	570	資本剰余金	354,211
退職給付に係る資産	89,072	利益剰余金	2,242,098
その他	149,166	自己株式	△48,443
貸倒引当金	△350	その他の包括利益累計額	55,688
資産合計	6,911,099	その他有価証券評価差額金	55,412
		繰延ヘッジ損益	△5,478
		為替換算調整勘定	3,573
		退職給付に係る調整累計額	2,182
		新株予約権	1,328
		非支配株主持分	4,348
		純資産合計	3,113,528
		負債・純資産合計	6,911,099

連結損益計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

売	上	高				7,412,926
売	上	原	価			6,011,114
販	上	総	利	益		1,401,812
費	及	一	般	管	理	費
營	業	外	収	益		85,387
受	取	配	当	息		82
受	取	賃	貸	金		3,963
受	取	補	償	料		4,606
そ		の	金	他		10,091
營	業	外	費	用		7,516
支	払	利	息			19,223
地	金	借	入	料		14,723
為	替	差	損			5,775
そ		の	他			8,574
経	常	利	益			48,297
特	別	利	益			63,350
受	取	保	險	金		506,578
固	定	資	産	売	却	益
特	別	損	失			26
災	害	に	よ	る	損	失
関	係	会	社	整	理	損
減	損	損	除	却	損	失
固	定	資	産	除	却	損
税	等	調	整	前	当	期
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
当	期	純	利	益		123,445
非	支	配	株	主	に	帰
親	会	社	株	主	に	帰
						△80
						120,205

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		資 本		株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2019年10月1日残高	504,295	354,211	2,160,219	△9,671	3,009,055
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△38,326		△38,326
親会社株主に帰属する当期純利益			120,205		120,205
自己株式の取得				△38,771	△38,771
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	81,879	△38,771	43,107
2020年9月30日残高	504,295	354,211	2,242,098	△48,443	3,052,162

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年10月1日残高	23,461	△6,976	4,322	△434	20,373	1,328	4,428	3,035,185
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△38,326
親会社株主に帰属する当期純利益								120,205
自己株式の取得								△38,771
自己株式の処分								-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	31,950	1,497	△749	2,616	35,315	-	△80	35,235
連結会計年度中の変動額合計	31,950	1,497	△749	2,616	35,315	-	△80	78,342
2020年9月30日残高	55,412	△5,478	3,573	2,182	55,688	1,328	4,348	3,113,528

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,558,725	流動負債	2,617,398
現金及び預金	1,808,765	買掛金	197,543
受取手形	24,651	短期借入金	1,695,801
電子記録債権	24,468	リース債務	1,247
売掛金	313,734	未払法人税等	57,323
商品及び製品	634,464	借入金	414,867
仕掛品	448,670	賞与引当金	102,868
原材料及び貯蔵品	134,498	その他の負債	147,746
関係会社短期貸付金	8,000	固定負債	1,059,471
その他	161,472	社債	330,000
固定資産	3,237,005	長期借入金	385,867
有形固定資産	2,705,193	繰延税金負債	76,641
建物	845,083	長期未払金	206,360
構築物	101,260	資産除却負債	49,036
機械及び装置	264,319	その他	11,565
車両運搬具	8,240	負債合計	3,676,869
工具、器具及び備品	20,023	純資産の部	
土地	1,362,987	株主資本	3,067,599
リース資産	1,219	資本金	504,295
建設仮勘定	102,057	資本剰余金	354,211
無形固定資産	37,903	資本準備金	339,295
投資その他の資産	493,908	その他資本剰余金	14,916
投資有価証券	102,490	利益剰余金	2,257,535
関係会社株式	18,983	利益準備金	21,030
前払年金費用	81,847	その他利益剰余金	2,236,505
その他	441,669	配当平均積立金	95,000
貸倒引当金	△151,082	固定資産圧縮積立金	328,076
資産合計	6,795,731	別途積立金	506,500
		繰越利益剰余金	1,306,928
		自己株式	△48,443
		評価・換算差額等	49,933
		その他有価証券評価差額金	55,412
		繰延ヘッジ損益	△5,478
		新株予約権	1,328
		純資産合計	3,118,861
		負債・純資産合計	6,795,731

損益計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

売	上	高						
製	品	売	上	高	6,983,337			
商	品	売	上	高	268,065		7,251,402	
売	上	原	価	益			5,874,190	
販	上	総	利	益			1,377,212	
費	及	一	般	管			1,268,715	
営	業	業	外	収			108,496	
受	取	取	配	当	307	息		
受	取	取	賃	貸	3,963	金		
受	取	の	費	用	5,975	料		
営	業	外	費	用	6,848	他	17,095	
支	払	借	利	息	16,388	息		
社	債	借	利	息	1,174	料		
地	金	替	入	料	14,723	損		
為	替	の	差	他	6,670	益		
そ	常	の	利	益	8,568		47,525	
経	常	の	利	益			78,066	
特	別	利	益	除		金		
受	取	保	險	金	506,578	益		
固	定	資	産	却	26		506,604	
特	別	損	失					
災	害	に	よ	る	309,176	損		
関	係	会	社	整	75,800	理		
減	損	損	損	損	40,874	失		
関	係	会	社	引	26,689	入		
固	定	資	産	除	20,772	却	473,313	
税	引	前	当	期		純	利	益
法	人	税	、	住	民	税	及	び
法	人	税	等	調	整	額		
当	期	純	利	益	62,307			
					△50,572		11,734	
							99,622	

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配 当 平 均 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 途 金	
2019年10月1日残高	504,295	339,295	14,916	354,211	21,030	95,000	344,628	506,500
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の取崩							△16,551	
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△16,551	-
2020年9月30日残高	504,295	339,295	14,916	354,211	21,030	95,000	328,076	506,500

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計							
	繰 越 利 益 剰 余 金								
2019年10月1日残高	1,229,080	2,196,239	△9,671	3,045,075	23,461	△6,976	16,484	1,328	3,062,888
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△38,326	△38,326		△38,326					△38,326
当期純利益	99,622	99,622		99,622					99,622
固定資産圧縮積立金の取崩	16,551	-		-					-
自己株式の取得			△38,771	△38,771					△38,771
自己株式の処分				-					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					31,950	1,497	33,448	-	33,448
事業年度中の変動額合計	77,848	61,296	△38,771	22,524	31,950	1,497	33,448	-	55,973
2020年9月30日残高	1,306,928	2,257,535	△48,443	3,067,599	55,412	△5,478	49,933	1,328	3,118,861

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社アサカ理研
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野瀬直人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサカ理研の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサカ理研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社アサカ理研
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 植 村 文 雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 瀬 直 人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサカ理研の2019年10月1日から2020年9月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。審議の結果、監査等委員会の意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議を基に制定した監査等委員会規程、監査等委員会監査基準、内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準を基に、監査計画を策定し、監査等を実施しました。取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

業務執行取締役、内部監査部門を含む監査等委員会補助者、その他使用人等との意思疎通を図り、情報の収集、監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な事項の進捗状況を確認し、本社及び主要な事業所における業務監査を行い、さらに監査等委員会補助者に指示して業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社の状況については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて往査し、子会社の業務、財産の状況についての会計監査人等の監査の方法、報告の内容の妥当性について検討しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社アサカ理研 監査等委員会

監査等委員 三 崎 秀 央 ⑩

監査等委員 高 野 俊 哉 ⑩

監査等委員 遠 藤 健 太 郎 ⑩

(注) 監査等委員 三崎秀央、監査等委員 高野俊哉、監査等委員 遠藤健太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やま だ けい た 山 田 慶 太 (1954年8月3日生)	1973年4月 アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 1980年7月 当社取締役 1981年6月 アサカエムアール株式会社代表取締役 1985年3月 当社代表取締役 1988年10月 当社取締役 1989年9月 当社専務取締役 1991年7月 当社代表取締役副社長 1992年4月 アサカ弘運株式会社代表取締役社長 1993年4月 アサカエムアール株式会社 (2003年10月当社による吸収合併) 取締役 1994年11月 当社代表取締役社長 1998年7月 アサカ弘運株式会社代表取締役 2013年12月 当社代表取締役会長 2015年12月 当社代表取締役社長 2019年12月 当社代表取締役会長(現任)	8,880株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	油木田 祐 策 (1963年9月19日生)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1999年12月 Triland Metals Ltd.(ロンドン)出向 Coordinator & Director 2005年3月 三菱商事フューチャーズ株式会社出向 第二営業本部長 2006年1月 三菱商事株式会社 一般炭事業ユニット部長代理 2009年4月 三菱商事株式会社 鉄鋼原料本部 一般炭事業 ユニット次長 2011年4月 三菱商事株式会社 非鉄金属本部付 先物事業室長 2012年4月 伯国三菱商事会社(サンパウロ)出向 金属担当副社長 2013年4月 Mitsubishi Corporation RtM International Pte.Ltd(シンガポール)出向 貴金属担当SVP 2015年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社出向 貴金属グローバル head 兼ベースメタル・貴金属本部 副本部長 兼貴金属事業部長 2017年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社出向 貴金属グローバル head 兼貴金属事業部長 2019年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社出向 総務部長 2019年7月 三菱商事株式会社 退社 2019年8月 当社 顧問 2019年12月 当社代表取締役社長(現任)	100株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	さくま 良一 1959年2月18日生)	1981年4月 アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 1993年4月 アサカエムアール株式会社取締役 (2003年10月当社による吸収合併) 2005年4月 当社システム事業部長 2009年10月 当社環境事業部営業部長 2013年12月 当社執行役員貴金属事業部製造部長 2015年4月 当社執行役員製造本部長 2015年12月 当社取締役執行役員管理本部長 2019年12月 当社取締役管理本部長 2020年10月 当社取締役営業本部長(現任)	1,800株
4	やま だ 浩 太 (1983年11月29日生)	2012年4月 当社入社 2014年4月 TWINKLE METAL(M) SDN.BHD. (現ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.)取締役 2016年5月 当社営業本部営業企画部営業推進Gr長 兼管理本部秘書室 2016年11月 当社営業本部副本部長 2016年12月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2017年12月 当社取締役執行役員営業本部長 2019年11月 株式会社ASAKA SOLAR代表取締役(現任) 2020年10月 当社取締役執行役員管理本部長(現任)	1,500株
5	さくま 幸 雄 (1956年10月24日生)	1979年4月 コビシ電機株式会社 (現サクサプレシジョン株式会社)入社 1982年4月 日本国有鉄道 (現東日本旅客鉄道株式会社)入社 1989年11月 アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 2004年5月 当社執行役員RMF事業部長 2008年12月 当社取締役 2010年7月 当社取締役執行役員技術・開発本部長 2016年12月 当社取締役技術・開発本部長 2017年12月 当社取締役最高技術責任者(現任)	1,200株

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員会の取締役の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

当委員会において、候補者の見識、経験、経営の安定化等の要素から業務執行を行う取締役が適任であるか審議いたしました。各候補者は当社の取締役として相当であるとの判断をいたしました。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する時価型ストックオプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額180,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）とご承認いただいております。また、上記とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10,000千円以内とすることをご承認をいただいております。なお、上記のいずれの報酬等についても使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

この度、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、年額50,000千円以内の範囲で時価型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。時価型ストックオプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する時価型ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2)新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は300個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換

又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
 ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- (6) 新株予約権の行使条件
 ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において、年額180,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）とご承認頂いております。また、上記とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10,000千円以内とすることをご承認をいただいております。なお、上記のいずれの報酬等についても使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

この度、役員報酬制度の見直しとして、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式制度（以下「本制度」という。）を導入させていただきたく、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本制度の導入に伴い上記の株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位を退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ①対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位を退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日の属する年の定時株主総会の翌月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

福島県郡山市虎丸町3番18号
ホテルハマツ3階 右近の間
電話番号 024 (935) 1111



- JR…東北新幹線で郡山駅まで
東京駅から 約1時間20分
仙台駅から 約40分
- JR郡山駅から 徒歩 約20分
車 約5分
- 自動車…東北自動車道（東京より約3時間30分）
郡山I.C.から 約15分
郡山南I.C.から 約20分
- 福島空港より車で約50分